

## 自動車整備振興会加入等に関するQ & A

平成29年12月  
東 整 振

### Q 1 東整振とはどのような団体か。

A. 東京都自動車整備振興会は、東京都で自動車整備事業を営む約 4,100 事業場を主な会員とする非営利型の一般社団法人です。

自動車の適正な点検・整備を通じて、くるま社会の安全・安心の確保、環境保全並びに自動車ユーザーの利便の向上を推進するため、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、自動車整備事業の健全な運営に資するための事業を行っている団体です。

### Q 2 東整振はどのような事業を行っているのか。

A. 道路運送車両法第95条で「自動車整備振興会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するための事業を行うことを目的とするものでなければならない」として次の事業を行うことが規定されていることから、東整振ではこの内容を中心とした事業活動を行っています。 (別添：車両法 95 条抜粋)

#### 1. 自動車整備振興会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。

##### 【意見具申】

- 法制、税制等関係法令に関する業界の意見を取りまとめ、意見の公表を行い、関係省庁や政党への要望を行っています。
- 自動車分解整備事業にかかる照会や要望を、中央団体である日本自動車整備振興会連合会や国土交通省に行っています。

#### 2. 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公開し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。

##### 【調査統計】

- 関係官庁が行う各種調査に協力し、調査結果のあつ旋や会報誌に掲載するなどの情報提供を行っています。
- 自動車分解整備事業実態調査、経営調査、給与調査、ウィークポイント調査、リース車両の整備料金調査などを実施しています。
- 自動車整備白書等の統計調査結果を発刊しています。

### 3. 講演又は講習を行うこと。

#### 【整備士養成講習】

- 高度化する整備技術に対応した国家試験整備士を育成するための技術講習、スキルアップ講習や整備士試験などを実施しています。
- 大型トラック、バス車両の車両整備啓発セミナーやリース車両にかかるセミナーなどを開催しています。

### 4. 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。

#### 【ユーザー相談】

- 自動車整備相談所を開設し、自動車ユーザーからの相談や会員事業場に対する苦情相談などにあたっています。
- マイカー点検教室などのイベントを通じて、自動車ユーザーの自己管理責任の啓発や点検整備知識の向上、自動車整備に関する相談などを実施しています。

### 5. 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。

#### 【整備業界健全化対策】

- 整備業に対する社会的地位及び信頼性の向上を目指し、事業運営の健全化、整備事業の適正化並びに整備料金の適正化に努めています。

#### 【整備技術の向上】

- 自動車新技術に対応した整備技術の向上を図るため、技術研修の開催や技術相談窓口や技術資料室より情報提供を行っています。

#### 【環境対策】

- 自動車リサイクル法等環境に関する法令等対応や積極的な啓発活動によって環境保全に取り組んでいます。

#### 【自動車整備人材確保】

- 行政の学校訪問同行やインターンシップ、会員の求人情報掲示板の開設など自動車整備人材確保のための取組みを行っています。

## 6. 広報を行うこと。

### 【マスメディア等によるユーザー広報】

- 点検整備の重要性を広くPRするため、ラジオ広報、新聞広報、ホームページによる広報、イベント会場でのチラシ配布などの広報活動を実施しています。

### 【点検整備の啓発】

- 自動車の安全性の確保、環境保全のため、点検整備済ステッカーやGOOD マークステッカーの貼付、マイカー点検教室の開催などにより、点検整備の啓発活動を行っています。

※ 上記の外に、技術講習所の運営等に関する事業等、定款に規定された事業を行っています。

Q 3 東整振にどうして入らなければならないのか。

また、東整振に入ると、どんなサービスを受けられるのか。

A. 整備事業を適切に運営していくためには、目まぐるしく進化する車の新技術等に対応した整備技術の向上を図ることや、関係法令等の見直し等に伴う法令の習得等が不可欠です。このため、東整振に加入することにより、これらの支援が受けられることとなります。

また、業界の社会的な地位の向上等が、個々の事業者の事業運営にも影響を及ぼすことから、東整振に加入し、業界全体として社会的地位の向上や自動車ユーザーの信頼性向上に努めていくことが重要であると考えます。

なお、東整振に加入すると、以下のようなサービスを受けられます。

### 【認証・指定取得、相談等】

- 認証工場並びに指定工場取得のための相談
- 認証工場の管理運営に関する相談
- 指定工場の管理運営に関する相談と指導（巡回相談の実施）
- 整備事業適正化指導と研修
- 指定整備事業者研修
- 車検証更新代行業務
- 継続検査OSSの申請受付等
- 不正改造車排除運動への協力（マニュアル、ポスター等会員配布）
- 放置違反滞納車に対する車検拒否制度の協力
- フロン引取り回収申請受付
- 法改正等の説明会

### 【講習研修会】

- 自動車整備士養成講習（整備士資格取得のための講習）
- 自動車整備技術講習等（各メーカー別講習会の開催、ディーラーによる新機構・故障診断研修会、ハイブリッド車両等研修会、電子知識研修会、ガス溶接技能講習、低圧電気取扱安全衛生特別教育、アーク溶接、グライнда作業、巻き上げ機、職業訓練指導員、クレーム対応研修、フロント実務研修、電装研修、バッテリー研修、エンジン故障診断研修、スキャンツール研修 等）
- スキャンツール活用事業場認定（基本研修会、応用研修会）
- 助成金の交付申請（スキャンツール等）
- 整備主任者（法令・技術）研修等の案内、受付

### 【整備技術相談窓口】

- 技術相談窓口（ディーラー各社の協力による相談窓口の開設）
- 技術資料室（メーカーマニュアル、サービスデータによる整備技術相談）

### 【整備技術に関する情報提供等】

- F A I N E S（コンピュータによる整備技術の情報提供）
- 技術資料の配布（メーカー各社の車両点検方法、整備作業の注意点、リコール情報などを掲載した日整連発行の冊子「技術情報」を毎月配布）
- 自動車整備技能競技大会の開催

### 【自動車ユーザー啓発活動】

- マイカー点検教室（点検整備促進を目的に各支部において点検教室の開催）
- ラジオ新聞等マスメディアによる広報

### 【広報等】

- 会報誌の作成配布（月 1 回会報誌「整備 in Tokyo」、情報紙「いんいんおめーしょん」の配布）
- 日整連会報誌の配布（月 1 回日整連情報誌「JASPA ニュース」の配布）
- ホームページ（振興会ホームページによる会員限定情報、会員ホームページの無料作成）
- メールマガジン（月 1 回希望者にメール配信）
- メールによるお知らせサービス（法定研修受付開始時等にお知らせメールを希望者に発信）
- 点検整備啓発活動
- イメージアップツール（GOOD マークステッカーの作成、整備士ワッペン、検査員ワッペンの作成）
- 求人掲示板（Web 求人掲示板により、会員事業場の求人情報提供）

### 【窓口業務】

- 自動車重量税、検査登録印紙、自動車審査証紙の売り捌き、計二輪届出の受付
- 車検予約
- 分解整備記録簿、定期点検記録簿、点検整備済ステッカー等の頒布
- 自賠償保険の取扱い

### 【福利厚生】

- レクリエーション（ボウリング大会の開催）

### 【表彰申請】

- 各種表彰制度に基づいた表彰者申請

※ 会員サービスは、東整振が行っている事業の一部ですが、これらにかかる経費は会費とその他の収入によって運営しています。

#### Q 4 東整振への加入は事業場ごとか。

A. 企業単位ではなく、1事業場を1会員としています。

その理由としては、認証制度の考え方にに基づき、事業場（認証）単位として、会員の入会や入会後の管理を行っています。

また、認証を取得する際の支援や、認証取得後に当会が提供する情報やさまざまなサービスについても、すべて事業場単位で行っています。

#### Q 5 東整振は、認証を取得する上でどう関与するのか。

A. 認証の申請関係書類の提出は、国土交通省関東運輸局の窓口である東京運輸支局に提出し、認証の適否の最終判断は国土交通省関東運輸局が決定することになりますが、東整振では、運輸支局への書類提出に至るまでの準備段階において、必要となる関係書類、機器及び作業場の基準への適否、事業運営のための経営相談など、認証取得までのさまざまな事項について支援しています。

また、認証取得後も、作業場の変更や整備主任者選任手続き、さらに指定自動車整備工場の取得等の支援をしています。

Q 6 東整振への入会金はいくらか。入会金額はどのように決められるか。

A. 当会の入会金は2万円となっており、額については総会において決定しています。

Q 7 東整振の会費はいくらか。会費額はどのようにして決められるか。

A. 会費は、事業活動を安定的、かつ、継続的に実施していくために必要な財源です。

会員から会費及び入会金を徴収することについては、定款によって定められており、その額については総会において決定しています。

具体的には基本会費が月額 1,400 円、能率割会費として、車検（継続検査、構造変更検査、中古新規検査）1 台につき 200 円、定期点検 1 台につき 25 円となっています。

Q 8 会費はどのように使用されるのか。

A. 東整振では、点検整備促進のための自動車ユーザー等への広報活動や、自動車整備の新技术の講習会、研修会の開催など、さまざまな事業活動を行っており、その事業遂行のために使用しています。

Q 9 東整振の支部にどうして入らなければならないのか。

A. 支部は、東整振の連携機関として組織しているものであり、東整振の活動をフォローする形で、東整振ではできない地域独特の活動や情報交換及び地域住民とのふれあいなど、地域に根ざした活動を行う等、整備業界の地位向上のため、また、点検・整備の重要性等について啓発する重要な役割を担っています。

※ 振興会への加入は「支部に属して自動車分解整備事業を行うもの（＝定款第 5 条＝）」と定款で規定しています。

Q10 東整振の支部はどのような活動を行っているのか。

A. 支部ごとに活動は異なるが、概ね次のような活動を行っています。

- ・技術、経営関係の研修会、講習会の開催
- ・地域住民を対象としたイベントの開催

- マイカー点検教室の開催
- 会員事業者及び従業員の福利厚生
- 国が実施する街頭検査への協力
- 会員の意見をとりまとめ本部への意見具申
- 情報交換 等

Q11 東整振の支部にも入会金や会費があるのか。

A. 支部は東整振の諸活動への協力とともに、支部独自の活動を実施しており、その活動のためには当然費用が発生するため、その活動費として入会金や会費を徴収しています。

なお、支部の入会金は3万円（二輪自動車支部は2万円）、支部会費は月額5,000円以内です。

※ 支部内での旅行会、懇親会等で支部運営の経費になじまないものは、原則受益者負担としています。

《別添》

道路運送車両法第95条抜粋

(自動車整備振興会)

第95条 一般社団法人又は一般財団法人であって、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならない。

- (1) 自動車整備振興会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。
- (3) 講演又は講習を行うこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 広報を行うこと。